

改正

平成26年 3 月31日告示第28号

平成26年 7 月30日告示第62号

令和 2 年 3 月31日告示第35号

かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内における空家等及び空き地の有効活用を通じて、良好な住環境の確保及び定住促進による地域活性化を図るため、かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第 2 条第 1 項に規定する空家等（近く同項に規定する空家等となる予定のものを含む。）をいう。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除く。

ア 現に賃貸又は分譲を目的としているもの

イ 現に宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が同条第 2 号に規定する宅地建物取引業（次号において「宅地建物取引業」という。）としての媒介又は代理の対象としているもの

ウ 老朽、損傷等が著しいもの

エ 大規模な修繕が必要と認められるもの

オ 市税を滞納している者が所有するもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）が所有しているもの

(2) 空き地 現に居住の用に供することができる建物が存しない宅地（宅地建物取引業法第 2 条第 1 号に規定する宅地をいう。）であって、地形上及び法令上、住宅を建築することが可能

であるものをいう。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除く。

ア 現に賃貸又は分譲を目的としているもの

イ 現に宅地建物取引業者が宅地建物取引業としての媒介又は代理の対象としているもの

ウ 市税を滞納している者が所有するもの

エ 暴力団等が所有しているもの

(3) 所有者 空家等又は空き地（以下「物件」という。）に係る所有権により、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(4) 空家等・空き地バンク 物件の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた当該物件に関する情報を公開し、市内への定住を目的として当該物件の利用を希望する者に対し、情報を提供する仕組みをいう。

(5) 定住 5年以上にわたる居住を前提に、本市の住民基本台帳に住所地を異動させ、かつ、当該住所地を生活の本拠とし、地域の一員として自覚をもって生活する状態をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空家等・空き地バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

(協会等との協定)

第4条 市長は、空家等・空き地バンクを円滑に運営するため、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部（以下「協会等」という。）と次に掲げる事項について協定を結ぶものとする。

(1) 仲介業者（次項に掲げる要件のすべてを満たす者に限る。）の推薦

(2) 空家等・空き地バンクへ所有者から登録の申込みがあった物件の登録に必要な調査

(3) 物件の売買又は賃貸借の契約交渉の仲介

2 前項第1号に掲げる要件は、次のとおりとする。

(1) この告示の目的を理解し、前項第2号及び第3号に掲げる事項を果たすことができる者

(2) 宅地建物取引業者であること。

(3) 暴力団等でないこと。

(空家等・空き地バンクへの登録申込み等)

第5条 空家等・空き地バンクへ登録しようとする所有者は、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録申込書（様式第1号）にかすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カード（様式第2号）及び同意書（様式第3号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、

当該物件を空家等・空き地バンクに登録し、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録通知書（様式第4号）により当該所有者（以下「物件登録者」という。）に通知するものとする。

3 前項の規定による登録の期間は、登録の日から起算して2年以内とする。

4 市長は、第2項の規定により登録した物件について、協会等に仲介を依頼し、仲介業者が決定したときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク仲介業者決定通知書（様式第5号）により当該所有者に通知するものとする。

（空家等・空き地バンク登録事項変更の届出）

第6条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた物件登録者は、当該登録事項に変更があったときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録変更届出書（様式第6号）にかすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受け、物件の登録事項を変更したときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録変更通知書（様式第7号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（空家等・空き地バンク登録の抹消）

第7条 市長は、空家等・空き地バンクの登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件を空家等・空き地バンクから抹消するものとする。

（1） かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録抹消届出書（様式第8号）の提出があったとき。

（2） 空家等・空き地バンク物件登録の期間満了日を経過しても登録期間の延長の申出がなかったとき。

（3） 当該物件に係る所有権に異動があったとき。

（4） その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による抹消をしたときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録抹消通知書（様式第9号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（空家等・空き地バンク登録期間延長）

第8条 物件登録者は、空家等・空き地バンク物件登録期間満了後も登録の延長を希望する場合は、登録期間満了日までに、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録期間延長申出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しな

いものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による申出を受け、物件の登録期間を延長したときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録期間延長通知書（様式第11号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（空家等・空き地バンク登録情報の提供）

第9条 市長は、空家等・空き地バンクに登録された物件の情報（かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カード（様式第2号）に記載された情報をいう。以下「物件情報」という。）について、本市ホームページ等においてその概要を公開するとともに、希望する利用登録者（第10条第3項に規定する者をいう。）に提供するものとする。

- 2 前項の規定により公開する物件情報の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 登録番号
- （2） 売却又は賃貸の別
- （3） 売却又は賃貸の希望価格
- （4） 物件所在地
- （5） 物件の概要
- （6） 設備状況（空家等の場合に限る。）
- （7） 主要施設等への距離
- （8） 位置図
- （9） 間取り図（空家等の場合に限る。）
- （10） 写真

（利用の登録申込み等）

第10条 物件情報の提供を受けようとする者は、かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録申込書（様式第12号）に誓約書（様式第13号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 物件情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

- （1） 暴力団等でない者であること。
- （2） 物件を利用し、地域住民と協調する者であること。
- （3） 市税を滞納していない者であること。

- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申込者を空家等・空き地バンクに登録し、かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録通

知書（様式第14号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

4 前項の規定による登録期間は、登録の日から起算して2年以内とする。

（利用登録者に係る登録事項変更の届出）

第11条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録変更届出書（様式第15号）により、市長に変更内容を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受け、利用登録の登録事項を変更したときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録変更通知書（様式第16号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録者の登録抹消）

第12条 市長は、利用登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を空家等・空き地バンクから抹消するものとする。

（1） 第10条第2項に掲げる要件を欠く者と認められるとき。

（2） 物件を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（3） 利用登録の内容に虚偽があったとき。

（4） 利用登録の期間満了日を経過しても、登録期間の延長の申出がなかったとき。

（5） かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録抹消届出書（様式第17号）の提出があったとき。

（6） その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録抹消通知書（様式第18号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録の登録期間延長）

第13条 利用登録者は、空家等・空き地バンク利用登録期間満了後も登録の延長を希望する場合は、登録期間満了日までに、かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録期間延長申出書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は2年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出を受け、利用登録の登録期間を延長したときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録期間延長通知書（様式第20号）により当該利用登録者に通知

するものとする。

(希望物件の交渉申込み及び通知)

第14条 利用登録者は、希望する物件の交渉を申し込むときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件交渉申込書（様式第21号）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件交渉申請通知書（様式第22号）により物件登録者及び協会等に通知するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第15条 前条第2項の規定による通知を受けた協会等は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を行い、その結果について、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件交渉結果報告書（様式第23号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、物件登録者と利用登録者との物件に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約並びにこれらにより生じる利益及び損害については、一切これに関与しない。

(奨励金の交付)

第16条 市長は、空家等・空き地バンクのうち空家等に係る登録を推進するため、かすみがうら市空家等バンク登録奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で交付することができる。

2 奨励金の交付の対象者は、第5条第2項の規定により登録した空家等の所有者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 過去にこの告示による奨励金の交付を受けたことがある空家等の所有者であって、同一の空家等について再度の交付を受けようとする者

(2) その他市長が適当でないと認めた者

3 奨励金の額は、1物件につき50,000円とする。

(交付の申請)

第17条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第5条第2項の規定による登録の通知のあった日から1か月以内に、かすみがうら市空家等バンク登録奨励金交付申請書（様式第24号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録通知書の写し

(2) 市税に滞納がないことを証する書類（課税されている場合に限る。）

(3) 登記簿の謄本、登記済証、物件の売買に係る契約書その他の権利関係を証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときはかすみがうら市空家等バンク登録奨励金交付決定通知書（様式第25号）により、不交付を決定したときはかすみがうら市空家等バンク登録奨励金不交付決定通知書（様式第26号）により、当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第19条 前条の規定による奨励金の交付決定を受けた申請者が、奨励金の交付を受けようとするときは、かすみがうら市空家等バンク登録奨励金交付請求書（様式第27号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第20条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部を取り消し、及び既に交付した奨励金について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付の対象となる空家等が登録を受けた日から6か月を経過する日までの間に、当該登録が第7条第1項の規定により抹消されたとき。ただし、当該空家等に係る売買又は賃貸借の契約が成立した場合、または、所有者の死亡により所有権の異動があった場合を除く。
- (3) この告示に定める事項に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の返還を命ずるときは、かすみがうら市空家等バンク登録奨励金返還命令書（様式第28号）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第9条から第15条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第28号）

この告示は、平成26年3月31日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則（平成26年7月30日告示第62号）

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第35号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(かすみがうら市移住支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

- 2 かすみがうら市移住支援事業費補助金交付要綱（平成27年かすみがうら市告示第16号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

様式第 1 号（第 5 条関係）

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録申込書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

〒 ー
住 所
氏 名 印
電話番号

かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カード及び同意書を添えて、かすみがうら市空家等・空き地バンクへ物件の登録を申し込みます。

- 1 登録する物件〔 ☐空家等 ・ ☐空き地 〕
（「かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カード」添付）

物件所在地 ： かすみがうら市 _____

2 依頼する仲介業者

仲介業者は、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会茨城本部（以下「協会等」という。）の会員とします。以下のいずれかにチェックを付けてください。

{	☐ 申込者が指定する協会等会員
	業者名 ： _____
	☐ 協会等が推薦する会員

※個人情報の保護について

この申込みにより登録された個人情報は、かすみがうら市個人情報保護条例の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

様式第2号（第5条、第6条関係）
様式第2号(第5条、第6条関係)

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カード

新規・変更

太枠内のみ記入してください。（登録変更の場合は変更箇所を朱書きしてください。）

登録する物件〔 ☐空家等 ☐空き地 〕

登録番号

所有者	氏名	ふりがな		
	住所	—		
	TEL			
	FAX			
	E-mail			
売却又は賃貸の別	☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ どちらでも可			
売却希望価格	円		賃貸希望価格	円／月
物件所在地	かすみがうら市			
物件の概要	建築確認			
	都市計画の区域区分		☐ 市街化区域() ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域外	
	住宅の耐震化	☐ 新耐震基準住宅 ☐ 旧耐震基準住宅 耐震改修(済・無)		
	構造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート ☐ その他()		
	面積	土地	m ²	
		建物	1階	m ²
			2階	m ²
			計	m ²
	建築年		年	
	空き家になった年		年 月	
	補修の要・不要		☐ 補修は不要 ☐ 多少補修が必要 ☐ 大幅な補修が必要	
	補修の費用負担		☐ 所有者負担 ☐ 入居者負担 ☐ 協議を要する	
	間取り	1階	☐ 和室(畳) (畳) (畳)	
			☐ 洋室(畳) (畳) (畳)	
☐ トイレ ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ その他()				
2階		☐ 和室(畳) (畳) (畳)		
		☐ 洋室(畳) (畳) (畳)		
		☐ トイレ ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ その他()		
設備状況	電気	☐ 引き込み済み ☐ その他		
	ガス	☐ プロパンガス ☐ 都市ガス ☐ その他		
	風呂	☐ ガス ☐ 灯油 ☐ 電気 ☐ その他		
	水道	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ 井戸 ☐ その他		
	下水	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他		
	トイレ	☐ 水洗(☐ 和式 / ☐ 洋式) ☐ 汲み取り(☐ 和式 / ☐ 洋式)		
	駐車場	☐ あり(台) ☐ なし		
	庭	☐ あり ☐ なし		
	その他			
主要施設等への距離	駅		バス停	
	市役所		図書館	
	交番・駐在所		消防署	
	小学校		中学校	
	スーパー		郵便局	
	幼稚園／保育所			
	病院／診療所			

(裏面)

位置図及び間取り図

特記事項

受付日	年	月	日	現地確認日	年	月	日
登録日	年	月	日	有効期限	年	月	日
登録変更日	年	月	日	登録抹消日	年	月	日

様式第3号（第5条関係）

同意書

私は、かすみがうら市空家等・空き地バンクへ物件の登録を申し込むにあたり、下記の内容に同意します。

- 1 市税の納付状況や暴力団等でないことについて、関係機関に調査、照会等をされること。
- 2 契約交渉の一切について、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録申込書で選択した仲介業者へ市が協会等に依頼すること。
- 3 かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カードに記載した情報（以下「物件情報」という。）のすべてを市が協会等及び仲介業者に提供すること。
- 4 登録物件の詳細調査（立ち入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な調査すべて）を仲介業者が実施すること。
- 5 仲介業者が詳細調査した結果すべてを市に提供すること。
- 6 物件情報（所有者に関する情報を除く。）及び協会等が撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。
- 7 仲介業者が契約交渉を進める際、相手方に物件情報を提供すること。
- 8 宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬を仲介業者に支払うこと。
- 9 仲介業者を介して行う交渉並びに契約及び契約成立後の問題等に関して、市が一切関与しないこと。
- 10 登録申込み以降の手続き等は、かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱の規定によること。

年 月 日

住所
氏名（署名）

かすみがうら市長

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日付けで申込みのあったかすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録について、次のとおり登録が完了したので通知します。

1 物件登録番号 : No. _____

2 登録内容 : 別添「かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カード」のとおり

3 登録日 : _____ 年 月 日

4 有効期限 : _____ 年 月 日

（注） 登録内容に変更等生じた場合は、速やかに登録変更手続きを行ってください。

かすみがうら市空家等・空き地バンク仲介業者決定通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日付けで依頼のあった仲介業者の選択について、
次のとおり仲介業者が決定したので通知します。

- 1 免 許 番 号 : _____
- 2 商号又は名称 : _____
- 3 代 表 者 名 : _____
- 4 事務所所在地 : _____
- 5 電 話 番 号 : _____
- 6 その他特記事項 : _____

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録変更届出書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

〒 ー
住所
氏名
電話番号

印

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録内容を次のとおり変更
したいので届け出ます。

1 物件登録番号 : No. _____

2 変 更 内 容 : 添付書類のとおり _____

3 添 付 書 類 : 変更箇所を記載した「かすみがうら市空家等・
空き地バンク物件登録カード」 _____

（注） 添付する「かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カード」には、すべて記入し、変更箇所は朱書きしてください。

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録変更通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日付けで届出のあったかすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録変更について、次のとおり登録内容の変更が完了したので通知します。

1 物件登録番号 : No. _____

2 変更完了日 : _____ 年 月 日

3 変更後の登録内容 : 別添「かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録カード」のとおり

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録抹消届出書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

〒 ー
住所
氏名
電話番号

印

下記のかすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録の抹消を受けた
いので届け出ます。

物件登録番号 ： No. _____

（注） この届出を受け付けた日が登録の抹消日となります。

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録抹消通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録について、次のとおり登録を抹消したので通知します。

1 物件登録番号 : No. _____

2 登録抹消日 : _____ 年 月 日

3 抹消理由 : _____

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録期間延長申出書

年 月 日

（あて先） かすみがうら市長

〒 ー
住所
氏名
電話番号

印

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録の登録期間を延長したいので申し出ます。

物件登録番号 ： No. _____

（注） この延長申出書を提出されない場合は、かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録通知書にある有効期限をもって自動的に登録が抹消されます。

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録期間延長通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日付けで申出のあったかすみがうら市空家等・空き地バンク物件登録期間延長について、次のとおり登録期間を延長したので通知します。

1 物件登録番号 : No. _____

2 有効期限 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第12号（第10条関係）

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録申込書

年 月 日

(あて先) かすみがうら市長

〒 ー

申込者 住 所
氏 名
電話 番号
FAX 番号
E-mail

印

かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱に定める趣旨を理解し、利用登録に係る個人情報について、物件登録者及び物件登録者が仲介を依頼する協会等へ提供することに同意し、誓約書（様式第13号）を添えて、かすみがうら市空家等・空き地バンクへ利用登録を申し込みます。

また、登録にあたって、市税の納付状況や暴力団等でないことについて、関係機関に調査、照会等をされることに同意します。

購入又は賃借の 別及び希望価格	☐ 購入 希望価格 (円) ☐ 賃借 希望価格 (円／月)
希望条件等 (ご自由にお書き下さい。)	

※個人情報の保護について

この申込みにより登録された個人情報、かすみがうら市個人情報保護条例の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

誓 約 書

私は、かすみがうら市空家等・空き地バンクへの利用登録を申し込むにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 かすみがうら市空家等・空き地バンクの利用を通じて得られた情報について、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的には利用しないこと。
- 2 暴力団等ではないこと。
- 3 かすみがうら市空家等・空き地バンクを通じて、物件を利用することとなったときは、かすみがうら市の生活文化、自然環境等への理解を深め、地域住民と協調すること。
- 4 市税を滞納していないこと。
- 5 物件の契約交渉及び契約成立後の問題等に関しては、「物件登録者」、「利用登録者」、「協会等」間で解決すること。

年 月 日

申込者 住所

氏名（署名）

かすみがうら市長

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日付けで申込みのあったかすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録について、次のとおり登録が完了したので通知します。

1 利用登録番号 : No. _____

2 利用登録内容 : かすみがうら市空家等・空き地バンクの利用

3 登 録 日 : _____ 年 月 日

4 有 効 期 限 : _____ 年 月 日

（注）

- (1) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更手続きを行ってください。
- (2) かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱第12条第1項のいずれかに該当する場合は、利用登録を抹消します。
- (3) この通知書は、希望物件の交渉申込みの際、必要となりますので大切に保管してください。

様式第15号（第11条関係）

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録変更届出書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

〒 ー
住所
氏名
電話番号

印

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録内容を次のとおり変更
したいので届け出ます。

1 利用登録番号 : No. _____

2 変更後の登録内容 : 下記のとおり _____

※すべて記入し、変更箇所は朱書きしてください。

利用登録者	氏名	
	住所	〒 ー
	電話番号	
	FAX 番号	
	E - mail	
購入又は賃借の 別及び希望価格	☐ 購入 希望価格 (円) ☐ 賃借 希望価格 (円 / 月)	
希望条件等 (ご自由にお書 きください。)		

様式第16号（第11条関係）

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録変更通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日付けで届出のあったかすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録変更について、次のとおり登録内容の変更が完了したので通知します。

1 利用登録番号 : No. _____

2 変更完了日 : _____ 年 月 日

3 変更後の登録内容 : 下記のとおり

利用登録者	氏名	
	住所	〒 —
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
購入又は賃借の別及び希望価格	☐ 購入 希望価格(円) ☐ 賃借 希望価格(円/月)	
希望条件等		

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録抹消届出書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

〒 ー
住所
氏名
電話番号

印

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録の抹消を受けたいので
届け出ます。

利用登録番号 ： No. _____

（注） この届出を受け付けた日が登録の抹消日となります。

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録抹消通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録について、次のとおり登録を抹消したので通知します。

1 利用登録番号 : No. _____

2 抹 消 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 抹 消 理 由 : _____

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録期間延長申出書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

〒 ー
住所
氏名
電話番号

印

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録の登録期間を2年間延長したいので申し出ます。

利用登録番号 : No. _____

（注） この延長申出書を提出されない場合は、かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録完了通知書にある有効期限をもって自動的に登録が抹消されます。

かすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録期間延長通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日付けで申出のあったかすみがうら市空家等・空き地バンク利用登録期間延長について、次のとおり登録期間を延長したので通知します。

1 利用登録番号 : No. _____

2 有効期限 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第21号（第14条関係）

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件交渉申込書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

利用登録者 住 所
氏 名
電話番号
FAX 番号
E・m a i l

〒 ー

印

かすみがうら市空家等・空き地バンク登録物件の交渉を希望するので
次のとおり申し込みます。

希望物件登録番号	No.
購入又は賃借の 別及び希望価格	☐ 購入 希望価格 (円) ☐ 賃借 希望価格 (円／月)
希望条件等 (ご自由にお書き 下さい。)	

（注） 協会等の仲介には、宅地建物取引業法第 4 6 条第 1 項の規定に基づき報酬が発生します。

（物件登録者用）

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件交渉申請通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



物件登録番号第 号について、下記の者からかすみがうら市空家等・空き地バンク物件の交渉申込みがあったので通知します。

利用登録者	
購入又は賃借の別及び希望価格	☐ 購入 希望価格(円) ☐ 賃借 希望価格(円／月)
希望条件等	

※今後の契約交渉について

「かすみがうら市空家等・空き地バンク仲介業者決定通知書（様式第5号）」に記載された仲介業者から物件登録者へ連絡いたします。

利用登録者との契約交渉については、仲介業者と相談してください。

(協会等)

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件交渉申請通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



物件登録番号第 号について、下記の者からかすみがうら市空家等・空き地バンク物件の交渉申込みがあったので通知します。

利用登録者	氏名	
	住所	〒 —
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
購入又は賃借の別及び希望価格	☐ 購入	希望価格(円)
	☐ 賃借	希望価格(円/月)
希望条件等		

様式第23号（第15条関係）

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件交渉結果報告書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

協会等

印

かすみがうら市空家等・空き地バンク物件の交渉結果について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 物件番号 | [No.] |
| 2 | 所在地 | [かすみがうら市] |
| 3 | 種別 | [☐ 賃貸借 ・ ☐ 売却] |
| 4 | 成立可否 | [☐ 成立 ・ ☐ 不成立] |
| | 契約締結日 | [年 月 日] |
| | 売買 | [円] |
| | 賃貸借 | [円／月] |
| | 契約期間 | [年 月 日 ～ 年 月 日] |
| | 不成立理由 | [] |
| 5 | 物件登録者 | 住所 [] |
| | | 氏名 [] |
| 6 | 利用登録者 | 住所 [] |
| | | 氏名 [] |
| 7 | 仲介業者 | 商号 [] |
| | | 代表者名 [] |
| | | 住所 [] |
| | | 電話番号 [] |

様式第24号（第17条関係）

様式第 2 4 号（第 1 7 条関係）

かすみがうら市空家等バンク登録奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱第 1 7 条の規定に基づき交付申請します。

（1）交付申請者

申請者	ふりがな			
	氏 名			
	郵便番号	—	連絡先	()
	住 所			
申 請 額		金 5 0 , 0 0 0 円		

（2）登録の概要

登録の内容	☐ 売買 ☐ 賃貸借	物件登録番号	
登録年月日	年 月 日		
建物の所在地			
建物の所有者			
備 考			

（添付書類）

- （1） 空家等・空き地バンク物件登録通知書の写し
- （2） かすみがうら市税に滞納がないことを証する書類
（課税されている場合に限る。）
- （3） 権利関係を証明する書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日 号

様

かすみがうら市長

印

かすみがうら市空家等バンク登録奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったかすみがうら市空家等バンク登録奨励金について、かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱第18条の規定により下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 この奨励金の交付対象及びその内容は、年 月 日付けで提出のあった申請書に記載されたとおりとする。
- 2 奨励金は、50,000円とする。
- 3 交付決定者がかすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱第20条に該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すことがある。
- 4 奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金の交付請求書に交付決定通知書の写しを添えて提出すること。

年 月 日

様

かすみがうら市長

印

かすみがうら市空家等バンク登録奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったかすみがうら市空家等バンク登録奨励金については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、かすみがうら市空家等・空き地等情報登録制度実施要綱第18条の規定により通知します。

記

1 交付しないことを決定した理由

年 月 日

かすみがうら市長

請求者 住 所
氏 名 印

かすみがうら市空家等バンク登録奨励金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあったかすみがうら市空家等バンク登録奨励金の支払いを受けたいので、かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱第 1 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 奨励金額	5 0 , 0 0 0 円	
2 振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	口座番号	普通 当座
	フリガナ	
	口座名義	

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長

印

かすみがうら市空家等バンク登録奨励金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定したかすみがうら市空家等バンク登録奨励金について、かすみがうら市空家等・空き地情報登録制度実施要綱第20条の規定により、下記のとおり当該奨励金の返還を命じます。

記

- 1 返還金額
- 2 返還期限
- 3 返還理由
- 4 返還方法